平成２２年（フ）第３４３号
長崎県佐世保市梅田町63番地４
債務者　鶴　　正司
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　久典
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
静岡県島田市金谷栄町3548番地
債務者　坂井　昭子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
４　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月１日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８９号
静岡県浜松市東区有玉台２丁目35番５号、前住所静岡県浜松市東区下石田町1093番地の１
債務者　槇島美恵子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　名倉　実徳
４　破産債権の届出期間　平成23年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月１日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
熊本市清水新地２丁目10番６号
債務者　川﨑　泰大
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水谷洋樹
４　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０１号
相模原市中央区由野台２丁目１番18号
債務者　浅野　正則
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６３９号
東京都武蔵村山市大南２丁目14番地の13
債務者　尾崎スマ子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保康裕
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月７日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地32―403
債務者　山中　　栄
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保康裕
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月７日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県東金市田間152番地１　ダイアパレス千葉東金311
債務者　波多野美子こと　李　　貞美
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日名子　暁
４　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月14日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６４号
神戸市中央区国香通５丁目２番18号広瀬ビル103号、従前の住所神戸市中央区熊内町３丁目３番３号
債務者　マージャンクラブ　シルクこと　金岡　絹子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後１時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０９号
広島市安佐南区伴東８丁目60番16号
債務者　宮田　英憲
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥野　修士
４　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午後２時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１０号
広島市安佐南区伴東８丁目60番16号、住民票上の住所広島市安佐南区長束６丁目１番24―308号　エメラルドマンション祇園
債務者　宮田　和明
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥野　修士
４　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午後２時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３号
北海道旭川市東光４条４丁目２番10号　セクション４・４Ｅ号室
債務者　高橋　信満
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　史人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９４号
北海道旭川市東光４条４丁目２番10号　セクション４・４Ｅ号室
債務者　高橋美保子
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　史人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県釜石市駒木町１番７号、旧住所岩手県釜石市浜町１丁目１番608号
債務者　咲山美智子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀山　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係